

子会社からの自己株式 取得の事例06. 11

制度調査部
堀内勇世

会社法163条の子会社からの自己株式取得

【要約】

- A社の子会社B社が保有するA社株式を、親会社たるA社が取得する場合に、会社法上、特例がおかれている。会社法163条がそれである。
- ここでは、会社法163条により親会社の子会社から自己株式を取得した事例を紹介する。
- 子会社による親会社株式の取得は原則として禁止されている（会社法135条参照）。会社法163条が定めているのは、例外的に子会社が親会社株式を保有していることを前提としている。
- なお、今年5月以降、適時開示書類（プレスリリース）で確認できた事例は、31件（31社）である（平成18年11月13日現在）。

1. はじめに

- **子会社から自己株式を取得する場合**、例えば、A社の子会社B社が保有するA社株式を、親会社たるA社が取得する場合の**特例**が会社法におかれている（注1）（注2）。
- **会社法163条**がそれである。
- この規定の下では、取締役会設置会社は、株主総会決議を経ることなく、取締役会決議によって、子会社から自己株式を取得することができる（注3）（注4）。
- この会社法163条により子会社から自己株式を取得した事例を紹介する（注5）。

（注1）ここでいう子会社は、**会社法上の子会社**である（会社法2条3号、会社法施行規則3条・4条）。会社法では、旧法に比べ、**子会社の定義が拡大**している。大まかに言えば、次のように拡大されている。

- (1) 株式会社以外の法人も含む
- (2) 議決権の過半数という形式基準（旧法の基準）ではなく、実質的に支配しているか否かという基準（実質基準）により判断する

この点については、以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に」（横山淳、2005.12.19作成）
- ・「会社法上の親子会社の定義Q&A」（堀内勇世、2005.8.19作成）

（注2）**子会社による親会社株式の取得は原則として禁止**されている（会社法135条、800

条参照)。会社法 163 条が定めているのは、例外的に子会社が親会社株式を保有していることを前提としている。

(注 3) 会社法 163 条では、取得方法を明確に記載していないが、子会社からのいわゆる相対取引が基本であると思われる。以下の理由による。

- ①特定のものからの取得としては相対取引が最も適した方法と考えられること
- ②旧法における同制度(旧商法 211 条の 3 第 1 項第 1 号)では、相対取引で行われてきたが、特に変更されたと言われていないこと

⇒・旬刊商事法務 No. 1607 (2001. 10. 5) の 13~14 ページ(原田晃治(法務省民事局民事法制管理官)他「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔上〕」)参照。

- ・旬刊商事法務 No. 1740 (2005. 8. 25) の 49 ページ(相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法の解説(4) 株式(株式会社による自己の株式の取得)」)参照。

(注 4) **財源規制**があり、会社法 461 条により算出される分配可能額の範囲内でなければならない(会社法 461 条 1 項・2 項)。なお、分配可能額については、次のレポート参照。

- ・「会社法下の分配可能額」(横山淳、2006. 6. 23 作成)

(注 5) ここでは、確認できた、子会社から自己株式を取得する旨を適時開示書類(プレスリリース)で公表した企業の事例を紹介する(平成 18 年 5 月 1 日から平成 18 年 11 月 13 日現在)。

2. 事例

会社法 163 条により子会社から自己株式を取得した事例として、以下のような事例が存在する。

会社名	プレスリリースの日付	取得した株式総数	買受方法	買受日(取得日)	取得価額総額
電通 (4324)	H18. 5. 15	3, 491 株	相対取引	H18. 5. 29	1, 300, 000, 000 円 (概算) (注 6)
本田技研工業 (7267) (注 7)	H18. 5. 16	963, 375 株	記載はなし	H18. 5. 31	7, 800, 000, 000 円 (概算) (注 8)
		96, 600 株	記載はなし	H18. 5. 31	780, 000, 000 円 (概算) (注 9)
		71, 800 株	記載はなし	H18. 5. 31	580, 000, 000 円 (概算) (注 10)
大木 (8120)	H18. 5. 22	88, 000 株	記載はなし	H18. 5. 25	37, 400, 000 円
白洋舎 (9731)	H18. 5. 24	2, 475, 278 株	記載はなし	H18. 5. 25	891, 100, 080 円 (注 11)
アイシン精機 (7259)	H18. 6. 26	549, 700 株	記載はなし	H18. 6. 26	1, 902, 000, 000 円
みずほフィナンシャル グループ (8411)	H18. 6. 30	131, 800 株 (注 12)	相対取引	H18. 7. 7	129, 954, 800, 000 円 (注 13)
	H18. 7. 3				

小池酸素工業 (6137)	H18. 7. 10 H18. 7. 24	1, 189, 000 株	相対取引	H18. 7. 24	467, 277, 000 円 (注 14)
凸版印刷 (7911)	H18. 7. 27	3, 445, 582 株	相対取引 (注 15)	H18. 7. 28	5, 500, 000, 000 円 (上限) (注 16)
コナミ (9766)	H18. 7. 27	3, 048, 430 株	相対取引	H18. 7. 28	7, 621, 075, 000 円 (注 17)
コカ・コーラウエストホールディングス (2579)	H18. 8. 8	34, 200 株	相対取引	H18. 8. 18	80, 000, 000 円 (概算) (注 18)
増田製粉所 (2008)	H18. 8. 10 H18. 8. 21	157, 000 株	相対取引	H18. 8. 18	45, 530, 000 円 (注 19)
淀川製鋼所 (5451)	H18. 8. 16 H18. 8. 17	5, 002, 398 株	相対取引	H18. 8. 17	3, 191, 529, 924 円 (注 20)
ニッピ (7932)	H18. 8. 22	1, 100, 000 株	記載はなし	H18. 8. 22	829, 400, 000 円 (注 21)
サンマルクホールディングス (3395)	H18. 8. 23	90, 780 株	記載はなし	H18. 8. 24	674, 858, 520 円 (注 22)
日本ヒューム (5262)	H18. 8. 25	106, 512 株	相対取引	H18. 9. 1	50, 000, 000 円 (概算) (注 23)
三菱ケミカルホールディングス (4188)	H18. 8. 28	434, 049, 642 株	記載はなし	H18. 9. 1	324, 669, 132, 216 円 (注 24)
クレディセゾン (8253)	H18. 8. 30	20, 000 株	相対取引	H18. 8. 30	104, 800, 000 円 (注 25)
三井住友海上火災保険 (8752)	H18. 8. 31 H18. 10. 2	1, 143, 585 株	相対取引	H18. 10. 2	1, 689, 075, 045 円 (注 26)
商船三井 (9104)	H18. 9. 4	877, 000 株	記載はなし	H18. 9. 5	772, 637, 000 円 (注 27)
新家工業 (7305)	H18. 9. 5	530, 000 株	相対取引	H18. 9. 6	170, 000, 000 円 (上限) (注 28)
東邦薬品 (8129)	H18. 9. 14	41, 000 株	記載はなし	H18. 9. 15	78, 228, 000 円 (注 29)
大和ハウス工業 (1925)	H18. 9. 20	11, 810, 971 株	相対取引 (注 30)	H18. 9. 29	28, 500, 000, 000 円 (上限) (注 31)
大豊工業 (6470)	H18. 9. 26	125, 930 株	相対取引	H18. 10. 3	183, 480, 010 円 (注 32)
キャノンマーケティングジャパン (8060)	H18. 9. 27	23, 500 株	相対取引	H18. 9. 28	65, 000, 000 円
岐阜銀行 (8528)	H18. 9. 27	832, 000 株	相対取引	H18. 9. 28	130, 000, 000 円 (概算) (注 33)
東洋製罐 (5901)	H18. 9. 28	449, 329 株	相対取引	H18. 9. 29	1, 006, 496, 960 円 (注 34)
ケイヒン (9312)	H18. 9. 29	2, 175, 000 株	記載はなし	H18. 10. 2	1, 122, 300, 000 円 (注 35)
東映 (9605)	H18. 10. 24	4, 100, 000 株	相対取引	(注 36)	3, 005, 300, 000 円 (注 37)
東海カーボン (5301)	H18. 11. 2	69, 933 株	記載はなし	H18. 11. 10	56, 000, 000 円 (概算) (注 38)
J B I Sホールディングス (3820)	H18. 11. 10	111, 900 株	相対取引	H18. 11. 17	80, 000, 000 円 (上限) (注 39)
テーオー小笠原 (9812)	H18. 11. 13	209, 900 株	相対取引	H18. 11. 30	246, 000, 000 円 (概算) (注 40)

(注 6) 「平成 18 年 5 月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 3, 491 株を乗じた金額」と併記している。

- (注7) 一回の公表において、3子社からの取得を、個別に記載している。
- (注8) 「平成18年4月27日から平成18年5月26日の東京証券取引所における各日終値の平均に963,375株を乗じた金額とする」と併記している。
- (注9) 「平成18年4月27日から平成18年5月26日の東京証券取引所における各日終値の平均に96,600株を乗じた金額とする」と併記している。
- (注10) 「平成18年4月27日から平成18年5月26日の東京証券取引所における各日終値の平均に71,800株を乗じた金額とする」と併記している。
- (注11) 「平成18年5月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値360円に2,475,278株を乗じた金額」と併記している。
- (注12) 平成18年6月30日の開示では、「取得する株式の総数 概算136,500株 (1株あたり取得価額は平成18年7月3日(月)の東京証券取引所における当社普通株式の終値とし、極力取得総額が1,300億円に近くなるよう、取得する株式の総数を決定)」と記載している。
- (注13) 平成18年6月30日の開示では、「取得価額の総額 上限1,300億円」と記載している。
- (注14) 平成18年7月10日の開示では、「株式の取得価額の総額 6億5千万円(上限)」と記載している。
- (注15) 「単元未満株式582株は会社法第192条および193条の規定に基づき、当社株式取扱規則に規定する方法で取得する。」と併記している。
- (注16) 「平成18年7月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に3,445,582株を乗じた金額」と併記している。
- (注17) 「平成18年7月26日の東京証券取引所における当社株式終値に株数を乗じた金額」と併記している。
- (注18) 「平成18年8月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に34,200株を乗じた額とする。」と併記している。
- (注19) 平成18年8月10日の開示では、「株式の取得価額の総額 5千2百万円(上限)」と記載している。
- (注20) 平成18年8月16日の開示では、「株式の取得価額の総額 35億円を上限とする(平成18年8月16日の東京証券取引所市場第1部における当社普通株式の終値(但し、8月16日に取引が成立しない場合は同日以前の直近の終値)に5,002,398株を乗じた金額を取得総額とする。)」と記載している。
- (注21) 平成18年8月22日の開示では、「平成18年8月15日から平成18年8月21日までのジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(取引が成立しない場合は気配値の中値)の平均値に0.93を乗じた金額に取得株式数を乗じた金額・円未満切上げ」と併記している。
- (注22) 平成18年8月23日の開示では、「平成18年7月24日から平成18年8月23日までの東京証券取引所における各日終値の平均値に90,780株を乗じた金額とする。なお、当該終値の平均の1円未満の端数は切り上げる。」と併記している。
- (注23) 平成18年8月25日の開示では、「平成18年9月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に106,512株を乗じた額とする。」と併記している。
- (注24) 平成18年8月28日の開示では、「取得価額 1株につき748円 平成18年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の終値」と併記している。
- (注25) 平成18年8月30日の開示では、「平成18年8月29日の東京証券取引所における当社株式終値に20,000株を乗じた額」と併記している。
- (注26) 平成18年8月31日の開示では、「株式の取得価額の総額 取得日の前営業日の東京証券取引所における終値に取得する株式の総数を乗じた価額(ただし、20億円を上限とする)」と記載している。
- (注27) 平成18年9月4日の開示では、「平成18年8月29日から平成18年9月4日までの東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均(1円未満の端数は四捨五入)に877,000株を乗じた金額」と併記している。

- (注 28) 平成 18 年 9 月 5 日の開示では、「平成 18 年 9 月 5 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に 530,000 株を乗じた金額」と併記している。
- (注 29) 平成 18 年 9 月 14 日の開示では、「平成 18 年 9 月 14 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,908 円を取得価額とする。」と併記している。
- (注 30) 「単元未満株式は会社法第 192 条および 193 条の規定に基づき、当社株式取扱規則に規定する方法で取得します。」と併記している。
- (注 31) 平成 18 年 9 月 20 日の開示では、「平成 18 年 9 月 20 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値に 11,810,971 株を乗じた金額」と併記している。
- (注 32) 平成 18 年 9 月 26 日の開示では、「平成 18 年 9 月 26 日の東京証券取引所における当社株式終値に 125,930 株を乗じた額」と併記している。
- (注 33) 平成 18 年 9 月 28 日の開示では、「平成 18 年 8 月 21 日から平成 18 年 9 月 20 日までの名古屋証券取引所における各日終値の平均に 832 千株を乗じた金額」と併記している。
- (注 34) 平成 18 年 9 月 28 日の開示では、「平成 18 年 9 月 28 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 449,329 株を乗じた額」と併記している。
- (注 35) 平成 18 年 9 月 29 日の開示では、「平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 9 月 29 日までの東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値 (1 円未満の端数は四捨五入) に 2,175,000 株を乗じた金額」と併記している。
- (注 36) 平成 18 年 10 月 24 日の開示では、「契約締結予定日 平成 18 年 10 月 24 日」と記載するとともに、「株券受渡予定日 平成 18 年 10 月 25 日」と記載している。
- (注 37) 平成 18 年 10 月 24 日の開示では、「平成 18 年 10 月 23 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に 0.9 を乗じた金額 (円未満切上げ) に取得株式数を乗じた金額」と併記している。
- (注 38) 平成 18 年 11 月 2 日の開示では、「①69,000 株(平成 18 年 10 月 6 日から平成 18 年 11 月 7 日までの東京証券取引所における各日終値の平均に 69,000 株を乗じた金額とする)」、「②単元未満株 933 株 (買取請求による買受予定日 11/10 の東京証券取引所における終値に 933 株を乗じた金額とする)」と記載している。
- (注 39) 平成 18 年 11 月 10 日の開示では、「平成 18 年 11 月 16 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 (但し、11 月 16 日に取引が成立しない場合は同日以前の直近の終値) に 111,900 株を乗じた金額を取得金額とする。」と併記している。
- (注 40) 平成 18 年 11 月 13 日の開示では、「平成 18 年 11 月 29 日のジャスダック証券取引所における当社株式の終値に 209,900 株を乗じた金額。ただし、平成 18 年 11 月 29 日に当社株式の取引がなかった場合は、同日以前の最近日の終値に 209,900 株を乗じた金額」と併記している。